

「十世」の解釈について

——「惟漢十世」——

高 芝 麻 子

【おおよその解釈】

「惟漢十世、將郊上玄、定泰時、雍神休、尊明號。（惟れ漢の十世、將に上玄に郊し、泰時を定め、神なる休を雍し、明らかなる號を尊ぶ。）」 訳：漢の十代皇帝の御代に、（皇帝陛下は）天を祭ろうとお考えになり、泰時（甘泉宮に造られた泰一神を祭る祠）をお定めになり、神休（神の与えたもう瑞祥）に助けを受けるために、明号（輝かしい泰一神の御名）を貰われました。

そのうち「惟漢十世」について解釈する。

【校勘】

異同なし。

【旧注・旧説の整理】

- (1) 李善注：「十世成帝也。（十世とは成帝のことである。）」
 (2) 李周翰注：「成帝當漢之十世。（成帝は漢の十世にあたる。）」

(3) 『漢書』「甘泉賦」には該当箇所に対する注がないが、同じ巻八十七上「揚雄傳」に引く「反離騷」の「漢十世之陽朔兮、招搖紀于周正。(漢十世の陽朔、招搖は周正に紀す。)」に附された晋灼注には「十世數高祖呂后至成帝也。成帝八年酒稱陽朔。(十世」とは高祖、呂后から成帝までを数えて言うのである。成帝の八年めより(元号を)陽朔と称した。)」とある。

(4) Knechtges 訳… [He is Han's tenth generation (彼は漢の十番目の世代である。)]、同注… [This is the reign of Emperor Cheng (これは成帝の治世のことである。)]

(5) 小竹武夫『漢書七』(筑摩書房一九九八)：「漢十世」に「成帝」と注を附す。

(6) 高橋忠彦『新釈漢文体系・文選(賦篇・中)』(明治書院一九九四)：「十世 高祖・惠帝・呂后・文帝・景帝・武帝・昭帝・宣帝・元帝・成帝の十代を指す。」

(7) 『揚雄集校注』：「十世：指成帝。自高帝、呂后、惠帝、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝、至成帝爲第十世。(十世とは成帝を指す。高帝から、呂后、惠帝、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝で、成帝に至って第十世なのである。)」

【問題提起】

「甘泉賦」及び「反離騷」の「漢十世」が成帝を指すことについては、諸家におおむね異論はない。だが、成帝は前漢の皇帝の即位順で数えれば、十二代め(二人の少帝と廢帝賀を含む)となり、現代の歴史概説書の多くは、成帝を十二代めの皇帝とする。また、世代で数えれば、高祖から数えて九世代めになる。では、なぜ「甘泉賦」冒頭の「漢十世」が成帝を指すと言えるのであるだろうか。

「十世」に附された注釈には二通りある。一つは「成帝」であると指摘するに留まるもの。もう一つは、『漢書』晋灼

注、『新釈漢文体系・文選』、『揚雄集校注』に見える、「十」の内訳まで明らかにするものである。後者は一様に、呂后を教に加え、二人の少帝と廢帝賀を除いて「十世」と解釈している。晋灼以降の注釈者たちはこの点に疑義を挟んでおらず、大筋で晋灼の注に賛同しているものと考えられる。だが、呂后は高祖の妻であり、実権を握っていた時期があったとはいえ、皇帝と称することはできない。

成帝は「甘泉賦」「反離騷」以外においても「十世」と呼ばれているのだろうか。また、呂后は「十世」に含み得るのだろうか。その二点を軸に、以下、類似表現を求め、「漢十世」の内容や解釈の仕方について、検討を加えてみたいと思う。

なお、「○世」を、皇帝あるいは政治の実権を握った者の人数を数えたものと解釈した場合には「代」を用い、世代を数えたものとする場合には「世代」を用いることとする。たとえば高祖の息子である文帝は三代めであり、二世代めとなる。

【用例・考察】

用例を見る前に、まず、呂后が実際に「一時代の支配者」であったことを確認しておきたい。正史に見える漢代の本紀は以下の通りである。

前漢・司馬遷『史記』本紀 後漢・班固『漢書』紀 附 南朝宋・范曄『後漢書』紀

卷八 高祖本紀第八 卷一上下 高帝紀第一 卷一上下 光武帝紀第一

卷九 呂太后本紀第九 卷二 惠帝紀第二 卷二 顯宗孝明帝紀第二

卷十 孝文本紀第十 卷三 高后紀第三 卷三 肅宗孝章帝紀第三

卷十一	孝景本紀第十一	卷四	文帝紀第四	卷四	孝和孝殤帝紀第四
卷十二	孝武本紀第十二	卷五	景帝紀第五	卷五	孝安帝紀第五
		卷六	武帝紀第六	卷六	孝順孝沖孝質帝紀第六
		卷七	昭帝紀第七	卷七	孝桓帝紀第七
		卷八	宣帝紀第八	卷八	孝靈帝紀第八
		卷九	元帝紀第九	卷九	孝獻帝紀第九
		卷十	成帝紀第十		
		卷十一	哀帝紀第十一		
		卷十二	平帝紀第十二		

前漢・司馬遷『史記』は項羽や呂太后（呂后）に本紀を立て、恵帝、少帝、廢帝に本紀を立てない。すなわち、司馬遷は皇帝が否かにかかわらず、実際に權力を握った者に本紀を立てている。後漢・班固『漢書』は、恵帝に紀を立て、少帝、廢帝には紀を立てない。よって、呂后を含め、紀のある者は十二人となる。つまり、『史記』『漢書』ともに呂后に紀を立てているが、『史記』は呂后を入れて恵帝を外し、『漢書』は恵帝と呂后の双方を数える点が異なっている。『史記』は恵帝に実権がなかったものとして外し、『漢書』は恵帝を皇帝であるために入れたと考えれば、大過はないものと思われる。『漢書』の数え方に従えば、成帝は確かに十代めとなるが、『漢書』は後漢・班固、またはその父班彪の筆によるものであり、時代が少しくだるため、成帝期の「甘泉賦」を読み解く助けとなるかについては検討を要する。ここで注目したいのが紀年である。元号が用いられるようになったのは武帝期以降であり、それ以前は皇帝の治世を元年から数えて曆としていた。馬王堆帛書「五星占」「傳世藏書」子庫82卷・海南國際新聞出版中心1986)には恵帝の

紀年に続けて、高后（呂后）の紀年が記されており、少帝らの紀年ではなく、呂後の紀年が当時実際行われていたことが伺える。『史記』巻九「呂太后本紀」によれば、少帝恭の即位により惠帝の死の翌年を元年としたが、次いで少帝弘が即位した後も元年とは称さず、そのまま数を重ね続けた。それは呂后が政務を執っていたからである（不稱元年者が以太后制天下事也。）とされる。当時、呂后が一時代の支配者として認められていたのは、間違いないことであろう。

惠帝を外し、呂后を含む『史記』の数え方は、いささか特殊であるようなので、本論ではひとまず措くが、『史記』『漢書』『文選』などに見える「漢○世」やそれに類する言い回しは、おおよそ以下の三パターンに分類できる。

A 呂后を含まず「○代め」と数えるもの（少帝、廢帝は数に含まない。）

B 呂后を含み「○代め」と数えるもの（少帝、廢帝は数に含まない。）

C 呂后を含まず「○世代め」と数えるもの

以下、この分類に従い、皇帝を表す「○世」とそれに類する表現を引く。引用は、おおよそその文や賦の書かれた時代順に並べてある。

〔用例①〕 前漢宣帝以前

『史記』には、秦の二世皇帝、三世皇帝が登場するが、彼らは二世代め、三世代めではなく、二代め、三代めだときれる。しかし、漢にその呼称は引き継がれず、前漢の皇帝を「○世」と称する呼び方は、『史記』においては武帝を指す用例以外に見いだせなかつた。

①—A 『史記』巻一二「董仲舒列傳」に見える地の文に「故漢興至于五世之間、唯董仲舒名爲明於春秋、其傳公羊氏也。（故に漢の興くるや五世に至るの間、唯だ董仲舒のみ名を春秋に明らかなりと爲し、其れ公羊氏を傳ふるなり。）」とある。「五世」とは董仲舒の仕えた武帝を指す。武帝は世代で数えれば四世代めであるが、少帝と呂后を除いて五代

めの皇帝なので、ここでは「五代め」の意味として解釈できる。ただし、『史記』の本紀には、「惠帝本紀」がなく、「呂太后本紀」が含まれるため、この場合の「五世」は惠帝を除き、呂后を数に含む可能性も否定できない。

同様の例は『史記』卷一三〇「太史公自序」にも以下のように見える。「漢興五世、隆在建元、外攘夷狄、内脩法度、封禪、改正朔、易服色。作今上本紀第十二。（漢興くるや五世、隆りて建元に在り、外は夷狄を攘し、内は法度を脩め、封禪し、正朔を改め、服色を易ふ。今上の本紀第十二を作る。）」ここでも今上帝である武帝を「五世」と称している。この例についても、惠帝と呂后のいずれを数に含めるか、判然としない。

以上のように、仮に①—Aとした上述の用例は、実際にはAと確定できる根拠がない。よって、以下の議論では、原則として、①—Aは除外して考えるものとする。

①—B 『史記』卷一一七「司馬相如列傳」に見える司馬相如「難蜀父老」に「漢興七十有八載、德茂存乎六世。（漢興くるや七十有八載、德は茂くして六世に存す。）」とあり、正義には「六世」に注して「高祖、惠帝、高后、孝文、孝景、孝武。」とする。司馬相如は武帝に仕えており、この「六世」は武帝を指す。司馬遷は①—Aで挙げた用例など、地の文で、武帝を「五世」と称しているが、同時代人の司馬相如はその作品中に「六世」と呼んでおり、司馬遷はそれをそのまま引用しているのである。「難蜀父老」は『漢書』にも見える。

なお、先述の馬王堆帛書「五星占」や「呂太后本紀」に見えた、惠帝紀年の次に呂后紀年を用いる当時のやり方は、Bと同じ発想であると言える。

〔用例②〕 前漢元帝・成帝期

元帝は八世代め、八代め（高祖、惠帝、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝）の皇帝、成帝は元帝の息子であり九世代め、九代めの皇帝であるので、世代か代かの判断がいささか複雑であるが、以下にこの二人の皇帝について、検討

する。

②—A1 『漢書』卷七五「翼奉傳」に見える元帝への上書に「有天下雖未久、至於陛下八世九主矣。(天下は未だ久しからざると雖も、陛下に至るや八世九主有り。)」とあり、如淳の注に「呂后爲主、不得爲世、故八世九主矣。(呂后は主と爲すとも、世と爲すを得ず、故に八世九主ならん。)」とある。元帝を八代め、もしくは八世代めの皇帝、九人めの実質的君主と見なし、「九主」には呂后を数えていると如淳は主張する。如淳は後漢の人であるが、呂后は実権を握っていた時期に「女主」と呼ばれており、前述の通り紀年も行われていることから、「九主」に呂后を含むとの見解は妥当なものである。ここでは如淳の注に従い、「世」で数える場合には呂后は含むことができなかつたと理解したい。よつて不確実な要素の残る①—Aとは異なり、翼奉の言では確実に恵帝を数に含むこととなる。また、「九主」は呂氏を含めた支配者の人数を言っているのであるから、「八世」も劉氏の支配者の人数として、八世代ではなく、八代と考へるべきであろう。

②—A2 『漢書』卷八五「谷永傳」に見える成帝への上書(永始二年・BC15)に「漢興九世、百九十餘載、繼體之主七、皆承天順道、遵先祖法度、或以中興、或以治安。(漢興くるや九世、百九十餘載なり、體を繼ぐの主は七、皆天を承ぎ道に順ひ、先祖の法度を遵し、或いは以て中興し、或いは以て治安す。)」とあり、成帝を「九世」と呼んでいる。「繼體」とは『史記』卷四九「外戚傳」に見える索隱に、「繼體謂非創業之主、而是嫡子繼先帝之正體而立者也。(繼體は創業の主には非ずして、是れ嫡子の先帝の正體を繼ぎて立つる者を謂ふなり。)」、『漢書』卷九七「外戚傳」に見える顔師古注に「繼體謂嗣位也。(繼體は位を嗣ぐを謂ふなり。)」とあることから、天子の位を繼いで即位することであり、恵帝を数に含み、呂后を除外して理解すべきものである。すなわち「繼體之主七」とは創業の主高祖の偉業を、七人の天子(恵帝、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝)が受け継いで、成帝にまで位を伝えてきたことを指す。よつてこの「九世」は、②—A1と同じく九世代ではなく、九代である。

②—A3 『漢書』卷八五「谷永傳」に見える成帝への上書（元延元年・BC12）に「陛下承八世之功業、當陽數之標季、涉三七之節紀、遭无妄之卦運、直百六之災隄。（陛下は八世の功業を承け、陽數の標季に當たり、三七の節紀に涉り、无妄の卦運に遭ひ、百六の災隄に直ふ。）」と、成帝の状態を説いている。八代の皇帝の偉業である「八世の功業」を承け、「陽數之標季」（九のこと）に當たるとしているのだから、成帝は②—A2と同様、九代めとなる。なお、この用例については、呂后を数に含み、惠帝を除外する可能性も残るが、②—A2と同じく谷永の上書であり、文脈も似通っているので、同様に、惠帝を数に含め、呂后を外す方が自然であろうと考えられる。

②—B 揚雄「反離騷」「甘泉賦」（前述）

②の用例は、いずれも『漢書』所収の記事であるが、全て上奏や賦であり、班固の筆によるものではないと考えられる。②—B「反離騷」は成帝の陽朔年間（BC24—21）に作られたものであるから、②—A1とA2の間の作品である。②—B「甘泉賦」が作られた時期は嚴密には不明であるが、A2とA3前後のことと考えられる（王先謙は注に、元延二年・BC11の作であろうとする沈欽韓の説を引く）。すなわち、①の時期同様、この時期にも二種類の数え方が平行して行われているのである。

〔用例③〕 前漢平帝没後〜新

③—B1 『後漢書』卷一三「公孫述列傳」には「述亦好爲符命鬼神瑞應之事、妄引讖記。以爲孔子作春秋、爲赤制、而斷十二公、明漢至平帝十二代、歷數盡也、一姓不得再受命。（述は亦た好みて符命鬼神瑞應の事を爲し、妄りに讖記を引く。以爲らく孔子は春秋を作りて、赤制を爲り、十二公にて斷じ、漢は平帝十二代に至りて、歷數盡き、一姓再びは受命を得ざるを明らかにするなり、と。）」とある。「十二公」の注に「尚書考靈耀曰『孔子爲赤制、故作春秋。』赤者、漢行也。言孔子作春秋斷十二公、象漢十二帝。（尚書考靈耀に曰く『孔子は赤制を爲り、故に春秋を作る。』と。赤は、

漢の行なり。孔子春秋を作り十二公にて斷じ、漢十二帝を象るを言ふ。」「十二代」の注に「據漢十一帝、言十二代者、并數呂后。(漢の十一帝に據りて、十二代と言ふは、並びに呂后を數ふ。)」とある。

『春秋』とは、孔子が隱公から哀公までの十二代の事跡を記したものとされる。この事実を元に、漢の制度(赤制)を整えるために書いた書物であるとし、緯書『尚書考靈耀』に従い、漢が十二代で終わることの予言であるとするのが、公孫述の主張である。公孫述は前漢末に蜀において台頭し、独自の王朝を築いていた。彼にとっては、漢の天命が尽きていることを、孔子によつて保証されることは、極めて重要な意味を持つのであろう。

ここでは平帝を称して「十二代」としているが、二人の少帝を數に含むと十三代になってしまうため、少帝を除き、注に見える通り呂后を數に含んでいると考えるのが自然であらう。同様の用例で、「○世」と表現するものを以下に引く。

③—B2 『漢書』卷九九「王莽傳」に見える元后への上奏文に「十一月甲子、莽上奏太后曰『陛下至聖、遭家不造、遇漢十二世三七之隕。承天威命、詔臣莽居攝、受孺子之託、任天下之寄。……』(十一月甲子、莽は太后に上奏して曰く『陛下は至聖にして、家の不造に遭ひ、漢十二世三七の隕に遇ふ。天の威命を承け、臣莽に詔して攝に居らしめ、孺子の託を受け、天下の寄に任す。……』)とある。これは、平帝没後、王莽が孺子を立てて自ら政治の中樞を握っている時期の上奏である。ここで敢えて「漢十二世」と述べているのは、まだ即位していない孺子ではなく、呂后を含む數であらう。

同じく「王莽傳」の王莽が皇帝に即位した折りに孺子に掛けた言葉に、「歷世十二、享國二百二十載、曆數在于予躬。(世を歷ること十二、國を享くること二百二十載、曆數は予の躬に在り。)」とある。

『漢書』卷五一「路溫舒傳」には「溫舒從祖父受曆數天文、以爲漢厄三七之間、上封事以豫戒。成帝時、谷永亦言如此。及王莽篡位、欲章代漢之符、著其語焉。(溫舒は祖父に従ひ曆數天文を受け、以て漢の厄は三七の間にありと爲し、

封事を上りて以て豫戒す。成帝の時、谷永は亦た此の如く言ふ。王莽の篡位するに及びて、漢に代はるの符を章らかにせんと欲して、其の語を著す。」とある。路温舒は『春秋』に詳しい者であり、昭帝に仕えた。彼は、天文曆数にも通じていて、漢が二百年で厄を迎えることを予見し、ひそかに帝に対して警告していたという。それが②—A3に「三七之節紀」と見えるように成帝の時代にも、また、上述「漢十二世三七之厄」と見える王莽の時代にも、強い影響力を持っていたのである。「厄」は終焉そのものを言う言葉ではないが、王莽がここで「漢十二世」と結びつけて「三七之厄」「享國二百一十載」と言うとき、漢が十二代で終焉を迎えるとの③—B1の『春秋』観が想起される。路温舒は『春秋』に通じていたとされている。王莽の言葉に見える「漢十二世」も、また漢の終焉を意味する数字であり、自らの正統性を表わすものとして用いられていたのではないだろうか。

③—B3 『漢書』卷二七中下「五行志」に「元帝初元四年、皇后曾祖父、濟南東平陵王伯墓門梓柱、卒生枝葉、上出屋。劉向以爲王氏貴盛將代漢家之象也。後王莽篡位、自說之曰『初元四年、莽生之歲也、當漢九世火德之厄、而有此祥、興於高祖考之門。門爲開通、梓猶子也。言王氏當有賢子開通祖統、起於柱石大臣之位、受命而王之符也。』」（元帝の初元四年、皇后の曾祖父、濟南東平陵の王伯の墓門の梓柱、卒かに枝葉を生じ、上りて屋より出づ。劉向は以て王氏の貴盛將に漢家に代はらんとするの象なりと爲す。後に王莽は篡位し、自ら之を説きて曰く『初元四年は、莽生るるの歲なり、漢九世火德の厄に當たり、而も此の祥、高祖考の門より興くる有り。門は開通爲り、梓は猶ほ子のごとし。王氏の當に賢子有りて祖統を開通し、柱石大臣の位より起ちて、受命して王たる符なるべしと言ふなり。』」とある。劉向はBC77—BC6の人であり、王莽の篡位前である哀帝在位中に死去しているが、ここでは、劉向が「王氏が漢に取つてかわる予兆である」と判じたできごとを引いて、王莽が自らの篡奪の正統性を語ったことになっている。漢の滅亡がすでに前兆として天から示され、篡奪者の正統性を保証する点で、この記事は③—B1、B2と近い。そしてこの記事においても元帝をBの数え方で「漢九世」としているのである。

成帝が没してから平帝が没するまでには、たかだか十年ほどしか経ていない。だが、その間に、呂后を除く数え方Aが消え、呂后を数に含める数え方Bのみが行われるようになったように見える。二つの数え方が行われる中で、王莽らは意図的に呂后を数える側を選択したのではないだろうか。つまり、ここで呂后が数に入れられるのは、『春秋』の「十二公」を漢の「十二世」に比定し、前漢末の讖緯の説のつじつまの合う方を選択したためであろう。

〔用例④〕 後漢初期

④—C 『漢書』卷二二下「律曆」二下「世經」に「光武皇帝、著紀以景帝後高祖九世孫受命中興復漢、改元曰建武、歳在鶉尾之張度。(光武皇帝は、紀に著するに景帝の後にして高祖九世の孫なるを以て受命して中興し漢を復し、改元して建武と曰ひ、歳は鶉尾の張度に在り。)」とある。ここでは、光武帝を高祖の「九世」の孫であるとしているが、これは世代で数える考え方である。

同様の「一世」の用法として『後漢書』卷三五「曹褒列傳」がある。二元和二年下詔曰「河圖稱「赤九會昌、十世以光、十一以興」……」(元和二年詔を下して曰く「河圖に「赤九は會昌なり、十世以て光なり、十一以て興なり」と稱す。……」)とあり、注に「九謂光武、十謂明帝、十一謂章帝也。(九は光武を謂ひ、十は明帝を謂ひ、十一は章帝を謂ふなり。)」という。元和は後漢章帝の年号である。この河図も光武帝を「九」と世代で数え、その息子である明帝を「十世」と呼んでいる。

この河図は『後漢書』卷一「光武帝紀」の注にも引かれており、その注は光武帝が「九」である理由を解いていて興味深い。「漢官儀曰『光武第雖十二、於父子之次、於成帝爲兄弟、於哀帝爲諸父、於平帝爲祖父、皆不可爲之後。上至元帝、於光武爲父。故上繼元帝而爲九代。故河圖云「赤九會昌」、謂光武也。』(漢官儀に曰く「光武の第は十二と雖も、父子の次に於いては、成帝に於いて兄弟なり、哀帝に於いて諸父なり、平帝に於いて祖父なり、皆之が後と爲す可から

ず。上は元帝に至り、光武に於いて父と爲す。故に上は元帝を繼ぎて九代と爲す。故に河圖に「赤九會昌」と云ふは、光武を謂ふなり。」②光武帝が皇帝として本来ならば「十二」であるというのは、十二代めの意味であり、少帝と呂后は数に含まない。⁽²⁾だが、光武帝は、世代で考えると成帝の兄弟の世代であり、哀帝には父、平帝には祖父の世代に当たつてしまう（実際には哀帝と平帝は同じ世代であり、なぜこのように述べられているか不明）。平帝らの子孫（後）とはなりえないのである。そこで、父の世代に当たる元帝に溯つて父とし、八世代めの元帝の次の世代として、自らを系譜に繋げた結果、河圖の「赤九」が光武帝を指しうることとなる。光武帝はここで、前漢との繋がりを明らかにし、また讖緯の説の説くところに一致させる形で、政治的な意図を持って世代数「九」を用い、自らの正統性を主張しているのである。

前漢の末期に広まった、劉氏の漢は「十二世」で終わるとの説は、後漢の皇帝にとつて極めて不都合なものであったに違いない。また、呂后は異姓であり、劉氏の正統を主張するときに数に含める必然もないばかりか、むしろ異姓の王を置いたことを批判して、光武帝は高祖の廟から呂后を廃したほどであり、光武帝は「漢十三世」とはなり得ない。光武帝が前漢王朝と直接の血脈として繋がるには、景帝まで溯る必要があるが、世代で考えれば元帝を族父と呼びうる。そこで、Bの数え方ではなく世代で数えるCを採つたのであろうと想像される。

以上のように、後漢初期には、王朝の正統性を明らかにするために世代で数え、かつ、呂后を含まない数え方Cが行われているが、これが政治的、讖緯説的な意図を強く含んでいる点は、③—B群に共通する。だがCは後世あまり用いられず、次に挙げるようにBの数え方が当時も行われ、後世に残つて広く用いられている。

④—B 『漢書』卷二七「五行志」下之下に「凡漢著紀十二世、二百一十二年、日食五十三、朔十四、晦三十六、先晦一日三。」（凡そ漢の紀を著するの十二世、二百一十二年、日食五十三あり、朔十四、晦三十六、先晦一日三なり。）とある。『漢書』の本紀の数は呂后を含めて十二であるが、それを表すのに地の文において「十二世」と表現しているの

は、③―B₂に見られた「漢十二世」との表現がそのまま定着したためではないか。

同様に『漢書』卷十六「高惠高后文功臣表」には「故逮文、景四五世間……（故に文、景四五世の間に逮ぶや……）」とあり、文帝、景帝を四世、五世と扱っているのは、恵帝に加えて呂后をも数に含む数え方である。また、『漢書』卷一〇〇上「叙伝」と『文選』卷十四に見える班固「幽通賦」には「皇十紀而鴻漸兮、有羽翼於上京。（皇十紀に鴻漸し、羽翼を上京に有す。）」とあり、『漢書』の応劭注には「十紀漢十世也。（十紀は漢十世なり。）」、『文選』の応劭注には「紀世也。（紀は世なり。）」、李善注には「言先人至漢十世始進仕、有羽翼於京師也。成帝之初、班況女爲婕妤。父子並在長安。（先人は漢十世に至りて始めて進仕し、羽翼を京師に有するを言ふなり。成帝の初め、班況の女は婕妤と爲る。父子は並びて長安に在り。）」とある。この「漢十紀」は成帝の時代を指しており、呂后を数に含んでいる。

班固の地の文に見えるこれらの用例はいずれもBであり、AやCの数え方は用いられていない。④―Cは皇帝らの自己言及としてのみ機能しているようであり、管見の限り後漢初期にのみ用例が見える。班固に限らず、後漢以降は一般にはBが定着していたものと思われる。その点を補足するものとして後漢末、六朝の例を「用例⑤」に引く。

〔用例⑤〕 後漢末以降

⑤―B 南朝・宋『華陽國志』卷五に「漢十二世孝平皇帝、帝祚短促、国統三絶。（漢十二世孝平皇帝、帝祚は短促にして、国統は三たび絶ゆ。）」とある。平帝が「漢十二世」となるのは、③で見た呂后を数に含む数え方である。同じく卷五には「漢二十二世孝靈皇帝」とあり、靈帝が二十二世であるとする。後漢靈帝は高祖から数えて十五世代めであり、世代で「二十二世」にはなりえない。だが、呂后を数に含める「漢十二世」の数え方で考えれば、靈帝は少帝、殤帝を除くと、二十二代めとなる。同じ卷五の中で、呂后を含むBと、含まないAが混在するとは考えにくいので、『華陽國志』では、一貫してBを用い、呂后を含んで、靈帝の代を数えていると理解すべきであろう。

同様に『蔡中郎集』巻六「朱公叔墓前石碑」には「維漢二十一世、延熹六年……（維れ漢の二十一世、延熹六年……）」とある。延熹は桓帝の年号であるので、「漢二十一世」は桓帝を指すが、桓帝は靈帝の一代前の皇帝である。

以上のように、「甘泉賦」の冒頭と同じく、呂后を数に含むBの数え方が、後漢以降の「漢〇世」表現においては主流であったと考えられる。だが、その一方で、武帝期から後漢初期においては同時代に同一の皇帝に対し、「漢〇世」という同じ句形を用いて、二通りの数え方が行われていた事実も明らかになった。武帝期の①—Aは不明な点が残るので、ここでは措くが、元帝、成帝の時代にはAとBが、後漢初期にはBとCが用いられていたのである。

さて、ここで「甘泉賦」に立ち返り、「漢十世」に冠された「惟」の意味について考えてみたい。

〔用例⑥〕 「惟」「維」から始まる文

⑥—(1) 『尚書』「秦誓上」の冒頭に「惟十有三年春、大會于孟津。（惟れ十有三年の春、大いに孟津に會す。）」と見えるなど、『尚書』には「惟」から始まる章が十八ある。そのうち、「惟」の後に月や日付などの具体的な時期を述べるものは十一例あり、時期の後に「〇〇に行った」「〇〇に集った」などの表現が続くものが八例ある。「秦誓上」もその八例に含まれるものである。また「武成」冒頭「惟一月壬辰、旁死魄。越翼日癸巳、王朝步自周、于征伐商。（惟れ一月壬辰、旁死魄（朔のこと）なり。越して翼日癸巳、王は朝に歩みて周よりす、于きて商を征伐す。）」は、「惟一月壬辰、旁死魄。越翼日癸巳」と時期を明示してから、王が周を出て商を征伐したことを記す。「召誥」冒頭「惟二月既望、越六日乙未、王朝步自周、則至于豊。（惟れ二月既望、越して六日乙未、王は朝に歩みて周よりし、則ち豊に至る。）」は、同様に「惟二月既望、越六日乙未。」と時期を示してから、王が豊という町に赴いたことを記す。

すなわち、「惟」には様々な使われ方があるが、冒頭の「惟」に続けて時期を示し、その後、移動を描く構造がたび

たび見いだせるのである。これは一つの様式であつたのではないだろうか。以下に類例を引く。

⑥—(2) 『史記』卷六「始皇本紀」に始皇帝二十八年(B C 219)に石に刻んだ文を載せるが、その冒頭は「維二十八年、皇帝作始。(中略)東撫東土、以省卒士。事已大畢、乃臨于海。(維れ二十八年、皇帝は始と作す。(中略)東して東土を撫し、以て卒士を省みる。事已に大いに畢り、乃ち海に臨む。)」とある。同様に、翌二十九年には「維二十九年、時在中春、陽和方起。皇帝東游、巡登之罘、臨照于海。(維れ二十九年、時は中春に在り、陽和は方に起つ。皇帝は東游し、巡りて之罘(山の名)に登り、海に臨照す。)」と刻ませている。これらは賦ではないが、韻文の形を取っており、始皇帝の第二回、第三回の巡幸を称えたものである。

これら巡幸を称える韻文の冒頭が、まず「維」であり、次に時期を明示し、続けて移動に言及するという、⑥—(1)と同じ構造を持っている点に注目したい。

さらに例を挙げる。揚雄より時代がくだるが、『文選』卷九班昭「東征賦」の冒頭は、「惟永初之有七兮、余隨子乎東征。(惟れ永初の有七、余は子を隨へて東征す。)」とある。永初は後漢和帝の年号であり、永初七年(A D 113)を指す。出発を述べるにあたり、いつのことであつたのかを、最初に明示するのである。

以上のように冒頭の「惟」「維」の文字の後に時期を明示し、その後に移動が描かれる構造を持つ作品が「尚書」以来、繰り返し描かれているのである。さて、ここで「甘泉賦」の冒頭に戻りたい。「甘泉賦」では「惟漢十世」に続けて、甘泉宮への旅立ちの目的と、出発の日を選ぶことが描かれ、その後、皇帝の行列が移動を開始する。この構造は⑥—(1)で見た用例と近似している。従来解釈であれば、「惟漢十世」は「成帝陛下」を指すこととなるが、ここでは「漢十世皇帝の御代」という時期を指していると解釈することは可能ではないだろうか。

ほかの用例にもこの解釈は当てはまる。まず、①—Bの司馬相如「難蜀父老」の「德茂存乎六世」は、武帝の時代に徳が満ちていることをいうのであるから、時期をいうものと解釈すべきである。揚雄「反離騷」の「漢十世之陽朔兮」

も、成帝の時代の陽朔年間に、との意味であろう。これらの用例は、皇帝自身ではなく、皇帝の御代として理解した方が意味がはつきりする。王莽の時代の③―B群も、「十二世」は平帝の御代、「九世」は元帝の御代を指すものと考えられる。⑤―Bの後漢末「朱公叔墓前石碑」の「維漢二十一世」は、移動への言及はないものの、「惟」に続けて漢の皇帝の代を述べる揚雄の「惟漢十世」を踏まえた句であり、「二十一代めの皇帝の御代」を指す表現である。

すなわち、「漢〇世」には御代を表わす場合もある。「漢の〇代めの皇帝」という為政者そのものを指す表現ではなく、「漢〇代めの皇帝の御代」という時代を意味する表現として訳出するべき用例も多いものと考えられる。

【結論】

以上、漢代においては時代によって皇帝の数え方、「世」の用いられ方が変化していることを論じた。前漢末までは、呂后を含まない数え方Aと、呂后を含む数え方Bとが平行して行われ、王莽のころにBが主流になり、後漢初にCのような新しい数え方が見えるものの、王莽以降は一貫してBが用いられていた。だからこそ、『漢書』『後漢書』『文選』などに見える「漢〇世」へ附された注が、さしたる疑義を挟まず呂后を含んで数えているのである。

以上の経緯の中に、「甘泉賦」を置いたとき、「惟漢十世」の「十世」は、Bの系統に属する数え方であり、数には呂后を含むと考えられる。この点は、従来の注の説く通りである。ただし、「漢の〇代めの皇帝の御代」と時期を指すので、訳出するときには、「成帝陛下は」ではなく、「成帝の御代に」とすべきであろう。

馬王堆帛書「五星占」において、恵帝に続いて高后（呂后）の紀年が用いられていたことから、前漢に生きた人々の感覚においては、呂后が一時代の支配者であったことは間違いない。しかし、同時代に同じ「漢〇世」という言い回しを用いて、AとB二通りの数え方が行われているのは、奇異である。やはり何らかの意図が働いて、使い分けられていたと考えるべきであろう。Aの用例は、成帝以降の時代には見いだせない。あるいは、この発想は、外戚である呂

后は排すべきであるなどといった、何らかの政治的な意図が働いた表現であつたかもしれない。すなわち、③—B、④—Cが政治の場での言説として用いられていたのと同様、②—Aの数え方自体すでに政治的な意図を含んでいた可能性を指摘しておきたい。

最後に、一つ問題点を記しておく。Bが後漢においても用いられたことを④—B、⑤—Bにおいて論じたが、靈帝を「漢二十二世」としたときには、皇帝として即位した者のうち、三人の少帝、廢帝、殤帝が数から除かれている。前漢の二人の少帝は、呂后の紀年を用いていた時期であつたので、呂后に代わつて数から外されたのではないかと、本論では論じてきた。では、ほかの三名についてはどうか。渡辺信一郎『天空の玉座』^③は「漢王朝の国家哲学たる春秋公羊学では、未躰年の君主は、正式の君主とは見なされない」ことを指摘する。すなわち、即位をしたものの、改元をせずすぐに廢された前漢の廢帝、夭逝した後漢の少帝は未躰年の君主であり、前漢の二人の少帝と同様に、自身の紀年を持たない。紀年を有する支配者を数えるのがBであると考えれば、彼らは数から外すことができる。だが、後漢の殤帝は、一歳で逝去したものの、越年しているために元年だけではあるが元号を持つ。殤帝が数に含まれないのは、紀年を基準とした今までの議論と齟齬することとなるのである。この問題については、後漢の様々な要素を考慮せねばならず、今後の課題としたい。

注

(1) 『史記』「呂太后本紀」の呂后への上奏に「今高帝崩、太后女主」、太史公の贊に「故惠帝垂拱、高后女主稱制、政不出房戶、天下晏然。」などと見える。

(2) 『後漢書』卷一「公武帝紀」に引かれた注に「漢禮制度曰『光武都洛陽、乃合高祖以下至平帝爲一廟、藏十一帝於主其中。元帝次當第八、光武第九。故立元帝爲祖廟、後遵而不改。』」(漢禮制度に曰く『光武は洛陽に都し、乃ち高祖以下平帝に至るを合

して一廟と爲し、十一帝主を其の中に藏す。元帝の次は第八に當たり、光武は第九なり。故に元帝を立てて祖廟と爲し、後に
遵ひて改めず。」とあり、ここでは「世」の文字は用いられていないが、前漢の皇帝を十一人としている。ここから、廟に
祭った対象には少帝と呂后を数に含んでいないことが伺える。また、光武帝はここでも「第九」である。

(3) 柏書房一九九六